

柏市スタートアップ 事業化応援補助金

(申請の手引き)

【申請受付期間】

令和6年7月22日(月)から8月19日(月)まで **(必着)**

■ 問い合わせ先

柏市産業政策・スタートアップ推進課

【電 話】 04-7167-1141

【受 付】 8:30~17:15 (土日祝除く)

【H P】



郵送申請用 (切り取って封筒に貼り付けてください)

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

柏市役所 別館4階

産業政策・スタートアップ推進課

柏市スタートアップ事業化応援補助金担当

1. 事業目的

本事業は、柏市内において、新技術、新製品、新サービス等の研究開発により事業化を目指すスタートアップに対し、補助金を交付することにより、事業化の実現可能性を高め、さらなる成長を支援するとともに、地域経済を牽引する成長産業の創出に繋げることを目的とする。

2. 申請方法

- 期 間 : 令和6年7月22日(月)から8月19日(月)まで **(必着)**
- 申請先 : 柏市産業政策・スタートアップ推進課
郵送または持参
- 提出資料 :
 - ①補助金交付申請書（柏市指定書式）…………… 1部
 - ②プレゼン審査用資料（任意書式）…………… 6部
 - ③事業計画書（柏市指定書式）…………… 6部
 - ④事業に係る予算書（任意書式）…………… 6部
 - ⑤申請者の概要がわかる資料（会社案内等）… 6部
 - ⑥誓約書（柏市指定書式）…………… 1部
 - ⑦商業登記簿謄本の写し…………… 1部

（発行から3カ月以内のもの）

3. 対象者

次の 1 から 7 の全てに該当する者

1. 柏市が指定するプログラム修了者又はコンテスト受賞者のうち、市内において事業化を目指す者
2. 次の A から C のいずれかに該当する「みなし大企業」でないこと
 - A) 一の大企業（中小企業者を除く。以下同じ。）が発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有している中小企業者
 - B) 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している中小企業者
 - C) 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者
3. 市税を滞納していないこと
4. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定による清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと
5. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
6. 事業活動を行うために必要な法令を遵守していない、公序良俗に反する等、その他市長が不相当と認める事業を行う者でないこと
7. 次の A・B のいずれにも該当しないこと
 - A) 対象者の役員等（業務を執行する社員，取締役，執行役若しくはこれらに準ずる者，相談役，顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は警察当局から排除要請のある者
 - B) 次の a から c のいずれかに該当する行為をした者。但し，以下に該当する行為であっても，継続的に，反復して当該行為を行う恐れがないと認められる者又は法令上の義務の履行としてする者若しくは，その他正当な理由がある者を除く
 - a. 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で，情を知って，暴力団又は暴力団員を利用する行為
 - b. 暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら，暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う，金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - c. 市の事務又は事業に関し，請負契約，物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては，その役員等）が暴力団員であることを知りながら，当該契約を締結する行為

4. 対象事業

1. 対象となる事業

市が定めるプログラムまたはコンテストを通じて、ブラッシュアップした事業計画に沿って実施する事業

2. 対象とならない事業

次の A から D のいずれかに該当する事業

A) 事業のすべてを外注又は委託する事業

B) 基礎研究（特別な応用，用途を直接に考慮することなく，仮説や理論を形成するため，又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究）のための事業

C) 事業活動を行うために必要な法令を遵守していない，公序良俗に反する等，その他市長が不相当と認める事業

D) 事業者が事業経費を負担しない受託事業

5. 対象経費

経費名称	内容
報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
旅費	事業の実施に必要な旅費
補助事業 実施経費	事業の実施に必要な経費（人件費含む）
事務費	消耗品，印刷，資料作成，通信運搬，使用料等の経費
その他 経費	他の区分に属さず，市長が認める経費

6. 補助対象期間

交付決定の日から令和7年2月28日まで

7. 補助金額

補助対象経費4/5以内（千円未満切捨，上限500万円）

8. 柏市指定のプログラム・コンテスト

① KOIL STARTUP PROGRAM （コイルスタートアッププログラム）

2023年度 修了者

・・・2023年度に柏市が共催した，新産業創造を牽引するスタートアップの成長支援を目的とするアクセレーションプログラム

② ASIAN ENTREPRENEURSHIP AWARD （アジアアントレプレナーシップアワード）

2023年度 柏の葉賞 受賞者

・・・2023年度に柏市が共催した，アジア各国・地域から選ばれた技術系スタートアップが競うイノベーション・アワード

9. 選考方法

ご申請いただいた内容を基に、「柏市スタートアップ補助金審査会」にてプレゼンテーション審査を行い、**最大2者採択**します。

●審査項目について

- ① スタートアップの成長につながる事業である
- ② 市民生活の質の向上に資する事業である
- ③ 新規性・優位性のある事業である
- ④ 具体的かつ実現可能な事業計画書である
- ⑤ 具体的かつ実現可能な収支予算書である
- ⑥ 実施体制が整っている事業である

○プレゼンテーション審査について

- ・ プレゼンテーション審査は**令和6年8月下旬**に実施する予定です。集合時間は、交付申請書にご記載いただきましたメールアドレスに通知します。
- ・ 上記①から⑥の審査項目の観点から審査を行います。
- ・ プレゼン時間は1者10分程度を予定しています。

10.採択後の流れ

実績報告

R7.2.28まで

補助金確定

R7.3月上旬

プレゼン
報告会

R7.3月中旬

補助金支払

R7.3月下旬